

第74期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

粧美堂株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための会社の体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

（会社法第399条の13第1項第1号口、会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号、第3号）

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要な人員を配置する。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、評価、賞罰等人事事項については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。
- (2) 当社または子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

（会社法第399条の13第1項第1号ロ、会社法施行規則第110条の4第1項第4号イ・ロ）

- ① 当社の監査等委員会は当社及び子会社の取締役会議事録等、いつでも監査に必要な資料の提供を受けることができる。
- ② 当社の監査等委員会は、必要に応じていつでも当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から説明を受けることができる。
- ③ 当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、次に定める事項の発生・決定が判明したときには速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- a. 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはそのおそれのあるもの
 - b. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの
 - c. 取締役の職務に関して行われた不正行為及び法令または定款に違反する重大な事実
 - d. 当社商品において重大な被害を与えたもの、またはそのおそれがあるもの
 - e. 「粧美堂企業倫理規程」への違反で重大なもの
 - f. 内部通報制度に基づいて通報された事実
 - g. 公的機関から受けた行政処分
 - h. 重要な会計方針の変更及び会計基準の制定、改廃
 - i. 業績及び業績見込みの公表内容、その他重要な開示事項の内容
 - j. 監査契約の変更

k. 内部統制システム、基本方針の変更

1. 上記各号に準ずるその他の事項

- ④当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会が報告を求めた事項については迅速かつ的確に対応する。
- ⑤当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会へ報告する。
- ⑥当社グループの監査役連絡会を設置し、子会社の監査役が当社の監査等委員会に定期的に報告する。
- (3) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法第399条の13第1項第1号ロ、会社法施行規則第110条の4第1項第5号)
当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない旨を「粧美堂企業倫理規程」において規定し、当社グループ役員に周知徹底する。
- (4) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限るものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法第399条の13第1項第1号ロ、会社法施行規則第110条の4第1項第6号)
監査等委員が当社に対しその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に限るものに限る。）について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- (5) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法第399条の13第1項第1号ロ、会社法施行規則第110条の4第1項第7号)
- ①監査等委員会の過半数は社外取締役とし、独立性と透明性を図る。
- ②監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換会を実施し、意思疎通を図り監査等委員会監査の実効性を高める。
- ③監査等委員会は必要に応じ適宜、取締役会と意見交換会を開催し会社の現状や課題について情報交換等を実施し、監査等委員会監査の実効性を高める。
- ④監査等委員会と会計監査人、内部監査人及び子会社の監査役は定期的に情報交換等を実施し、連携力を高め監査体制の充実を図る。
- ⑤監査等委員会が監査において、社外の専門家の活用が必要と認めた場合、監査等委員会の判断で利用できる。

(6) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第4号)

- ① 当社は、「粧美堂企業倫理規程」においてコンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、法令及び定款に照らし、取締役会規程に基づいて取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 監査等委員会は、法令及び定款に照らし、監査等委員会規程に基づいて取締役の職務の執行を監査、監督する。
- ④ 取締役会は使用人の業務執行手続きの適正を確保するため、各種社内規程を制定し遵守させる。
- ⑤ 取締役会は、諸法令等に適合するように社内規程が定められているかといった事項につき外部の専門家に意見を求めることにより確認する。
- ⑥ 内部監査室は、取締役及び使用人の業務執行が社内規程を遵守しているか否かの監査を行い、遵守状況の報告を代表取締役及び監査等委員会へ行うとともに、業務執行の適正のため改善指導する。
- ⑦ 当社は、「公益通報者保護規程」において、社内通報制度を整備し、取締役及び使用人の不正等コンプライアンス上の問題を発見した当社の取締役及び使用人には、その旨を、取締役は監査等委員会、使用人は内部監査室長に通報させる制度を確立する。
- ⑧ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「粧美堂企業倫理規程」において基本方針を定める。

(7) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第1号) 取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存しかつ管理する。

- ・株主総会議事録と関連資料
- ・取締役会議事録と関連資料
- ・取締役を決裁者とする決裁書類及び付属書類
- ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(8) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

- ①企業経営の継続性に支障を与える危機に対処するために各種社内規程を定めることにより損失発生の回避・軽減に努める。
- ②危機発生が現実になった場合及び発生のおそれがある場合、必要に応じて顧問弁護士等を中心に社外の専門家を動員して、損失の拡大を防止し最小限にとどめる。

③リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社におけるリスクマネジメントを推進する委員会として、企業活動に関する様々なリスクを統括管理するための組織である取締役会直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、併せて「リスク管理規程」に準拠し、リスク管理を徹底する。具体的には、リスクに対する意識の向上とリスク情報を抽出することにより、予防対策の実行及び実行状況を確認するとともに、発生事案に関する情報の把握、分析、再発防止策等により、当社グループ全体への影響を極小化するための対策をとる。

不測の事態の発生時にも高品質の商品やサービスを安定的に供給するための対策を検討する。これらの中で重要な事項は、取締役会に報告し、対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、危機管理体制の強化を図る。

(9) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第3号)

- ①取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の職務執行状況の監督を行う。
- ②代表取締役の監督の下、取締役会に諮る重要な事項について事前に十分な審議が行われるよう、取締役（会長及び監査等委員であるものを除く。）、常勤の監査等委員を構成員とする経営会議を定期的に開催する。
- ③取締役（監査等委員であるものを除く。）は取締役会において委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
- ④執行役員制度の活用により、経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進する。

(10) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ・ロ・ハ・ニ)

① 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- i) 子会社に関する重要事項については、関係会社管理規程において当社の事前承認を受けるべき事項または当社に報告をすべき事項を定める。
- ii) 当社子会社の取締役を兼任する当社の取締役が、グループ全体の観点から監督を行い、必要に応じて、当社の取締役会において、子会社の取締役の職務の執行状況の報告を行う。

② 当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、当社グループ全体のリスク分析、評価、対応策の協議を実施し、また子会社においても当社と同様のリスク管理規程を運用することにより、リスク管理を徹底する。

③ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 子会社において、当社取締役と兼任している取締役も出席の下で、取締役会は毎月定期的あるいは必要に応じ臨時に開催し、取締役会規程に基づき適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営上の重要な意思決定、各取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。
- ii) 当社の子会社の取締役は委嘱された職務分掌について、法令、定款・取締役会規程等社内規程に準拠し、業務の執行を行う。
- iii) 当社の予算と実績の対比は、当社グループ連結で業績管理を行う。

④ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 「粧美堂企業倫理規程」により、当社グループ子会社についても同規程を準用し、コンプライアンスの基本原則を設け、法令遵守等周知徹底を図る。
- ii) 子会社の業務執行状況については、定期的に当社の内部監査部門が内部監査を実施する。
- iii) 当社グループ会社間取引については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切となるよう管理する。
- iv) 「粧美堂企業倫理規程」により、コンプライアンス上の問題を発見した当社の子会社の取締役及び使用人には、その旨を、子会社の取締役は当社監査等委員会に、子会社の使用人は当社内部監査室に報告させる制度を確立する。
- v) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶し、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する体制を構築すべく「粧美堂企業倫理規程」において基本方針を定め、当社子

会社についても規程を準用する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定される内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定するとともに、内部統制の有効性を判断し、内部統制報告書を作成する。また、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行い、併せて金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

(12) 業務の適正を確保するための会社の体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行の効率性の確保について

当事業年度において、取締役会を20回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っている。また、執行役員制度を導入し意思決定の迅速化・効率化を図っている。

② コンプライアンス体制について

当社グループの役員・従業員に対し必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育や会議体での説明を行い、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っている。また、「公益通報者保護規程」に基づき通報または相談窓口の設置を行い、従業員全員に周知している。

③ リスクマネジメント体制について

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、「リスク管理規程」に基づきリスクの検討・抽出を行い、必要に応じて担当取締役が関係部署に指示を行っている。担当取締役は実施状況を確認し、随時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ報告している。

④ 業務の適正の確保について

当社グループの事業の報告については定期的に当社取締役会で報告がなされ、課題や問題点については適宜関係部署に指示が出ている。また、業務の適正を確保するため内部監査室が「内部監査計画」に基づき監査を実施しており、内部監査結果は、代表取締役及び常勤監査等委員に報告されている。また、改善が必要な場合には指摘を行っている。

⑤ 監査等委員会の監査の実効性の確保について

監査等委員は、取締役会、経営会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席している。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めている。定例の監査等委員会を開催している他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換や、当社代表取締役と定期的な面談を行っている。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	545,500	264,313	4,169,477	△81,051	4,898,238
当期変動額					
剰余金の配当			△132,098		△132,098
親会社株主に帰属する当期純利益			511,852		511,852
自己株式の取得				△20	△20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	379,753	△20	379,733
当期末残高	545,500	264,313	4,549,231	△81,071	5,277,972

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	56,978	113,579	70,654	241,212	99,827	5,239,278
当期変動額						
剰余金の配当						△132,098
親会社株主に帰属する当期純利益						511,852
自己株式の取得						△20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,443	323,164	61,244	371,966	△10,840	361,125
当期変動額合計	△12,443	323,164	61,244	371,966	△10,840	740,859
当期末残高	44,535	436,744	131,899	613,178	88,987	5,980,138

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数

6社

② 主要な連結子会社の名称

ビューティードア株式会社
SHO-B I L a b o株式会社
粧美堂日用品（上海）有限公司
壹見健康科技（上海）有限公司

(注)2022年6月1日付で、ビューティードア株式会社を存続会社とする吸収合併により、連結子会社であったビューティードア・ホールディングス株式会社は消滅しており、連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、粧美堂日用品（上海）有限公司及び壹見健康科技（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同社の6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。ただし、7月1日から連結決算日9月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法
以外のもの （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ

時価法

ニ. 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

- ・商品・製品・原材料 主として月別総平均法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～47年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ、役員退職慰労引当金 当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ、退職給付見込額の期間帰属方法 当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、数理計算上の差異の費用処理方法 当社は、数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループでは主として、化粧品・化粧雑貨、服飾雑貨、キャラクター雑貨及びコンタクトレンズ関連等の商品の販売並びに製品の製造及び販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品及び製品を引き渡す履行義務を負っております。原則として、商品及び製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性の評価

ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への販売時に付与するポイント及び不特定多数の消費者に配布した割引クーポンについて、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識し、利用額を「販売費及び一般管理費」として処理しておりましたが、対価の総額から控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、返品権付きの販売について、従来は売上総利益相当額に基づき「流動負債」の「返品調整引当金」に計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品の収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」にそれぞれ表示しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。なお、当連結会計年度の期首における利益剰余金に与える影響はありません。

「収益認識会計基準」等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示し、「流動負債」に表示していた「その他（前受金）」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「繰延税金負債」は26,569千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(粧美堂株式会社の商品の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品	1,218,271千円
----	-------------

商品評価損	13,078千円
-------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価基準及び評価方法については、月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。商品の保有状況から、滞留が生じている商品については販売促進等を検討するとともに、評価方針に従って簿価切下げを行っておりますが、当該評価方針には将来の販売見込み及び処分見込みといった経営者による仮定を含んでおります。

なお、当社が取り扱っている商品は消費者の嗜好の変化や様々な要因から、トレンドが急速に変化する可能性があるため、販売見込み及び処分見込みといった見積りの仮定の見直しが必要となった場合には、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症については、今後も引き続き感染拡大と小康状態を繰り返し、収束には時間がかかるという仮定に基づき見積りを行っておりますが、現時点において重要な影響はないものと判断しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	1,175,231千円
--------	-------------

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	13,410,000	—	—	13,410,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月16日 取締役会	普通株式	66,049	5.00	2021年9月30日	2021年12月7日
2022年5月19日 取締役会	普通株式	66,049	5.00	2022年3月31日	2022年6月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	66,048	5.00	2022年9月30日	2022年12月6日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で余資運用を行い、主に短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

当社グループは業務を遂行する上で、輸入仕入商品の代金決済の一部に充てるため為替予約取引をデリバティブ取引管理規程に基づき行っており、投機的な目的でデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

外貨預金は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建営業債権は、市場価格(為替)の変動によるリスクを有しております。

投資有価証券は、取引先企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが4ヶ月以内の支払期日であります。なお、外貨建営業債務は、市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。

借入金は、主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を内包しております。市場リスクは取引対象物の将来の市場価格（為替）の変動によるリスクを有しております。信用リスクは相手方の倒産等により当初の契約どおりに取引が履行できなくなった場合に損失を被る可能性があります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、外貨預金については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。

営業債権については、期日管理をはじめとして与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。なお、外貨建営業債権については、外貨建営業債務の範囲内にあります。

投資有価証券については、余資運用基準に基づき四半期ごとに時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

外貨建営業債務の一部については、為替予約を利用し為替リスクをヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引管理規程に従い、管理本部が決裁責任者の承認を得て行っております。また、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関に限定しており、相手方の契約不履行による、いわゆる信用リスクは殆どないと判断しております。

資金調達に係る流動性リスクについて、各部署からの報告に基づき管理本部が資金繰計画を毎月作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の1ヶ月相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	188,757	188,757	—
資産計	188,757	188,757	—
長期借入金 (1年以内返済を含む)	5,079,500	5,075,881	△3,618
負債計	5,079,500	5,075,881	△3,618
デリバティブ取引 (※3)	666,048	666,048	—

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	110

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	188,757	—	—	188,757
デリバティブ取引 通貨関連	—	666,048	—	666,048
資産計	188,757	666,048	—	854,805

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （1年以内返済を含む）	—	5,075,881	—	5,075,881
負債計	—	5,075,881	—	5,075,881

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式については、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び通貨オプションについては、取引金融機関等から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済を含む）

長期借入金については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

① 通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	通貨オプション取引 売建 米ドル	710,821	—	6,007 (※)	6,007
	為替予約取引 買建 米ドル	139,884	—	28,306 (※)	28,306
合計		850,705	—	34,313 (※)	34,313

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

② 金利関連

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

① 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	3,734,136	938,395	631,734 (※)

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

② 金利関連

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
化粧品・化粧雑貨	11,879,837
コンタクトレンズ関連	2,521,679
服飾雑貨	1,963,728
その他	915,248
顧客との契約から生じる収益	17,280,493
その他の収益	—
外部顧客への売上高	17,280,493

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無いため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 445円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円75銭 |
10. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	545,500	264,313	264,313	64,700	93,248	—	198,000	4,121,937	4,477,885
当期変動額									
剰余金の配当								△132,098	△132,098
固定資産圧縮特別 勘定積立金の積立						121,827		△121,827	—
当期純利益								613,174	613,174
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	121,827	—	359,248	481,076
当期末残高	545,500	264,313	264,313	64,700	93,248	121,827	198,000	4,481,186	4,958,962

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰 延 へ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△81,051	5,206,647	56,978	113,579	170,558	5,377,205	
当期変動額							
剰余金の配当		△132,098				△132,098	
固定資産圧縮特別 勘定積立金の積立		—				—	
当期純利益		613,174				613,174	
自己株式の取得	△20	△20				△20	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△12,443	297,577	285,134	285,134	
当期変動額合計	△20	481,056	△12,443	297,577	285,134	766,191	
当期末残高	△81,071	5,687,703	44,535	411,157	455,692	6,143,396	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ハ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法
以外のもの （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

・商品 月別総平均法

・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～47年

構築物 10年～20年

工具、器具及び備品 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に一括費用処理することとしております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は主として、化粧品・化粧雑貨、服飾雑貨、キャラクター雑貨及びコンタクトレンズ関連等の商品の販売を行っており、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。原則として、商品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。
- ④ ヘッジの有効性の評価 ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定できるため、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客への販売時に付与するポイント及び不特定多数の消費者に配布した割引クーポンについて、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識し、利用額を「販売費及び一般管理費」として処理しておりましたが、対価の総額から控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、返品権付きの販売について、従来は売上総利益相当額に基づき「流動負債」の「返品調整引当金」に計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品の収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」にそれぞれ表示しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。なお、当事業年度の期首における利益剰余金に与える影響はありません。

「収益認識会計基準」等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(商品の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	1,218,271千円
商品評価損	13,078千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記（粧美堂株式会社の商品の評価）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産	1,083,036千円
--------	-------------

(2) 関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権	10,664千円
短期金銭債務	154,790千円

(3) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高の総額

営業取引（売上高）	10,848千円
（売上原価）	1,487,413千円
（販売費及び一般管理費）	394千円
営業取引以外の取引高	34,618千円

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	200,177	50	—	200,227

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加50株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払社会保険料	5,706千円
未払事業税・事業所税	8,937千円
売上値引	16,014千円
賞与引当金	37,853千円
返金負債	24,128千円
商品評価損	7,488千円
貯蔵品	2,513千円
役員退職慰労引当金	35,412千円
資産除去債務	9,736千円
減損損失	1,479千円
投資有価証券評価損	3,693千円
関係会社貸倒引当金	5,858千円
貸倒引当金	1,261千円
その他	8,118千円
	<hr/>
小計	168,202千円
評価性引当額	<hr/> △43,662千円
合 計	<hr/> 124,539千円

(繰延税金負債)

繰延ヘッジ損益	△181,459千円
前払年金費用	△54,820千円
固定資産圧縮積立金	△41,153千円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△53,767千円
返品資産	△16,197千円
その他有価証券評価差額金	△18,253千円
資産除去債務に対する除去費用	<hr/> △2,482千円
合 計	<hr/> △368,135千円
繰延税金資産(負債)の純額	<hr/> △243,595千円

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	SHO-B I L a b o 株式会社	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 商品の購入	商品の購入 (注1)	1,453,346	支払手形 及び 買掛金	153,085
子会社	粧美堂日用品 (上海)有限公司	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 役務の受入れ 商品の販売	資金の貸付 (注2)	—	関係会社 長期貸付金	144,810
				利息の受取 (注2)	1,518	その他 (流動資産)	172

(注1) 市場価格などを勘案した上で、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の貸付条件については、市場金利などを勘案した上で、合理的に決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 465円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円42銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。